

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持、増進の見地から、法律等の所定の事由に該当する職員を免職もしくは降任又は休職させる行政処分で、本人の意に反して行われるものです。

懲戒処分とは、公務員の非違行為に対する制裁としてなされる処分で、処分の種類としては、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

(1) 分限処分の状況

平成30年度において、分限処分を受けた職員は20人で、いずれも心身の故障のための休職です。

(2) 懲戒処分の状況

平成30年度に懲戒処分を受けた職員総数は、1人です。